

愛知県  
障害福祉従事者  
人材育成ビジョン

令和元年 11 月

愛知県福祉局福祉部障害福祉課

## はじめに

○本県では、障害福祉に関わる様々な関係者が、人材育成に取り組んでいます。

○県内全体で効果的に人材育成を行うには、事業所、市町村、関係団体等の関係者が、障害福祉従事者に必要な資質及び人材育成体制を共有し、連携して取り組むことが不可欠です。

また、研修の企画・運営を担う人材についても、計画的に養成していく必要があります。

○そこで、障害福祉に関わる者が、本県の人材育成の方向性や人材育成体制を共有できるよう、「愛知県障害福祉従事者人材育成ビジョン」を策定しました。

○本ビジョンの共有により目指すことは、次のとおりです。

- 1 各事業所、各地域（市町村、圏域など）における従事者のスキルアップの取組が一層積極的に行われること
- 2 事業所で支援の経験を積み重ねた人材が、市町村や県等が実施する人材育成に運営や講師として関わり、その経験が自身の資質向上や各事業所や地域での人材育成につながるような、人材育成の循環が実現すること

○現任者が地域及び県の研修に講師等として参加するには、現任者が所属している法人のご理解・ご協力が不可欠です。地域や県で人材育成を担う現任者は、法人においても重要な人材ばかりですが、愛知県の障害福祉従事者の育成においても重要な人材ですので、地域及び県の人材育成の取組にご協力くださいますようお願いいたします。

## 目次

- 1 障害福祉従事者に必要な基本姿勢
- 2 人材育成体制の現状
- 3 課題
- 4 今後の人材育成体制
- 5 人材育成体制の検証・見直し

# 1 障害福祉従事者に必要な基本姿勢

## (1) 障害者福祉の現状

- 障害者への支援は、平成15年度まで措置制度で実施されており、行政がサービス内容及び事業者を決めていましたが、平成15年度に支援費制度が施行され、利用者がサービスを選択できるようになりました。
- 障害福祉従事者には、障害のある人（障害のある子どもも含む。以下同じ。）が自ら望む生活を営むことができるように、障害がある人の意思を尊重して支援することが重要です。
- また、障害のある人が、身近な地域で、安心してサービスを選択・利用できるようにするためには、県内のどの地域においても、質の高い支援を提供できるようにする必要があります。そのためには、それぞれの従事者が資質の向上に努めるとともに、実践を重ねた人が、自らの地域で指導者として人材の育成に関わる必要があります。
- さらに、国により、支援を必要とする方々が抱える多様で複合的な地域生活での困りごとについて、障害、高齢、児童などの分野別の支援にとらわれず、関係者との連携等により解決を目指す「我が事・丸ごと」の地域福祉が推進されており、障害者福祉従事者も、この包括的な支援体制に参加することが求められています。
- 一方、本県では、障害福祉従事者による虐待と認められた事例が、平成29年度に32件ありました。虐待は、障害者の尊厳を害するものであり、許されるものではありません。障害のある人に対する虐待が発生する背景には、障害のある人の人権に対する意識の欠如、障害の特性に対する知識や理解の不足等があるといわれています。障害福祉従事者は、虐待や差別的な対応の防止等に取り組むとともに、障害のある人たちの尊厳と人格を尊重し、その人らしい生活ができるよう支援する必要があります。
- このような状況のなか、本県では、障害福祉従事者に必要な基本姿勢を次のように考え、人材の養成において重視します。

## (2) 障害福祉従事者に必要な基本姿勢

- ・ **障害のある人の「その人らしい暮らし」の実現を目指す。**

障害者基本法、児童福祉法、障害者総合支援法（※1）、障害者虐待防止法（※2）、障害者差別解消法（※3）等の理念を理解し、障害のある人の個性、意思を尊重して、本人中心の支援を行う。

- ・ **支援の質の向上に必要な知識・技術を学び続ける。人材育成に取り組む。**

自らの支援の振り返りや知識・スキルの更新を継続して行うとともに、事業所、地域の人材育成に取り組む。

- ・ **障害種別や福祉の分野の枠にとらわれず、関係者や地域住民と連携・協力する。資源開発に取り組む。**

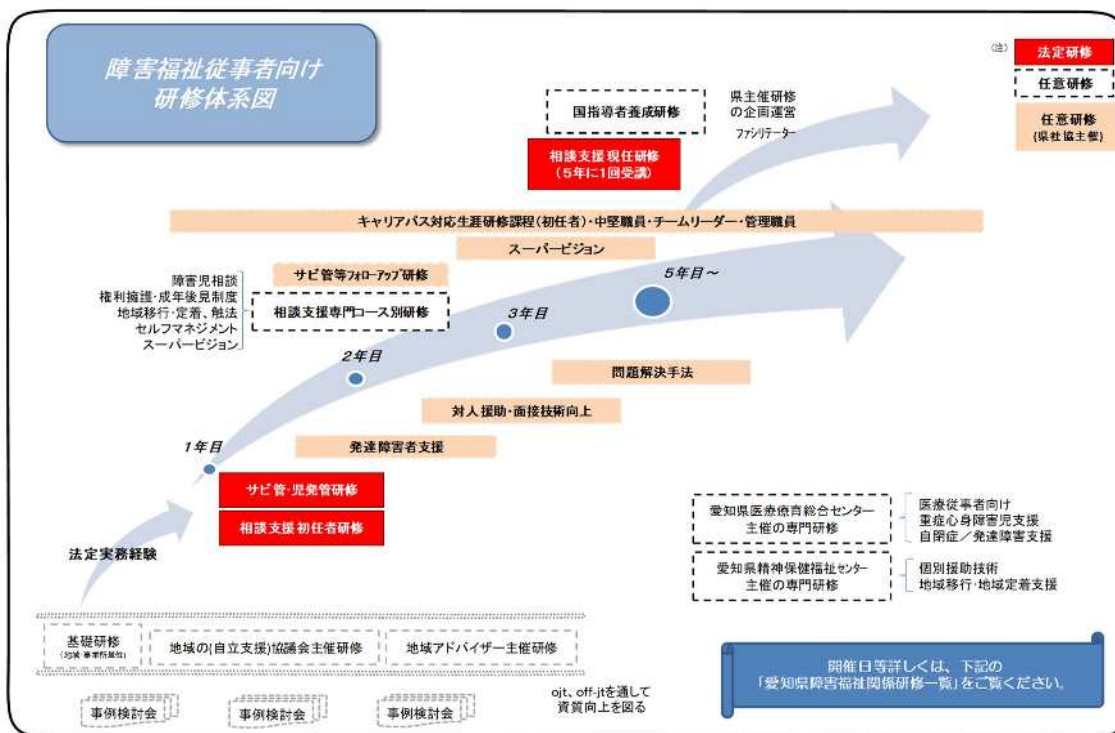
障害がある人が、年齢や性別にかかわらず、安心して地域で生活できるよう、障害種別の枠（身体、知的、精神等）を超えることはもちろん、障害、高齢、児童等の分野の枠にとらわれず、多職種及び関連分野の関係者や地域住民と連携・協力して、支援する。必要な資源が整っていない場合は、資源開発に取り組む。

※1 法律の正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

※2 法律の正式名称は、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」

※3 法律の正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

## 2 人材育成体制の現状



愛知県障害福祉課ホームページより

○本県では、様々な関係者が障害福祉を担う人材の育成に取り組んでいます。

実施者	実施内容
(1) 各事業所	<p>OJT、Off-JT の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OJT：現場で実際に仕事を進めながら、上司や先輩が必要な知識や技術を教える</li> <li>・ Off-JT：職場を離れて、法人の人材育成担当部署や外部の機関が実施する研修を受講し、必要な知識や技術を習得する</li> </ul>
(2) 市町村	<p>協議会及び基幹相談支援センターを中心に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎的な研修</li> <li>・ 事例検討会</li> <li>・ 地域の支援者のニーズに合わせた研修 等を実施</li> </ul>
(3) 圏域	<p>地域アドバイザー（各障害福祉保健圏域（名古屋市を除く。）に県が設置。）により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援事業者のスキルアップに向けた指導</li> <li>・ 広域的課題の解決に向けた支援</li> <li>・ 地域において人材養成を担う人材の発掘 等を実施</li> </ul>

<p>(4) 愛知県</p>	<p>法定研修、任意研修を実施するとともに、地域における人材育成の取組を支援</p> <p>ア 法定研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談支援従事者研修</li> <li>○サービス管理責任者等研修</li> </ul> <p>イ 任意研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談支援従事者については専門コース別研修</li> <li>○サービス管理責任者についてはフォローアップ研修</li> </ul> <p>ウ 市町村等への専門アドバイザーの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域では対応困難な事例に係る専門的見地からの助言</li> <li>・地域の社会資源の開発に関する専門的助言</li> </ul> <p>エ 国研修（指導者養成研修）への関係者の派遣</p> <p>オ 専門的な内容の研修の実施</p> <p>(ア) 愛知県医療療育総合センター 医療従事者を対象とした重症心身障害児支援、自閉症／発達障害支援の専門研修</p> <p>(イ) 愛知県精神保健福祉センター 精神障害者の個別援助技術、地域移行・地域定着支援の専門研修</p>
<p>(5) 関係機関</p>	<p>専門的な知識、技術等を習得するための研修を実施</p> <p>ア 愛知県社会福祉協議会 キャリアパス対応生涯研修課程（初任者）・中堅職員・チームリーダー・管理職員向け研修</p> <p>イ 職能団体、同業団体 専門性の維持・向上に資する研修</p> <p>ウ 県が指定した事業者 同行援護従業者、重度訪問介護従業者、行動援護従業者、強度行動障害支援者養成研修等の従事者養成研修</p>

○研修講師等の「人材育成を担う人材」

- ・人材育成を行うには、研修の講師や企画運営を担う人材が必要です。
  - ・県が実施する法定研修では、現任者（現に支援に携わっている者）が、研修の企画及び講師に参画しており、効果的かつ実践的な研修が行われています。
- 一方、現任者にとっても、講師経験は、ファシリテーションや講義のスキルアップの機会となっています。

○国においては、相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修の見直しを行っており、平成 31（2019）年度から新しいカリキュラムでの研修実施が予定されています。

**【主な変更点】**

- ・「主任相談支援専門員」の創設（平成 31（2019）年度から）  
地域づくり、人材育成など地域の中核的な役割を担う「主任相談支援専門員」を育成するための研修が創設されます。
- ・サービス管理責任者等の実践研修の創設、更新制度の導入（平成 31（2019）年度から）  
サービス管理責任者等が実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、まず基礎研修を受講し、一定の実務経験の後、実践研修を受講する仕組みになります。また、業務の振り返りや知識及び技術の更新を図るための更新研修が導入され、一定期間毎の受講が必要になります。
- ・相談支援専門員現任研修では、インターバル（研修日と研修日の間）に、地域での実習（事例検討や協議会への参加等）を行う方向です。（2020 年度以降）

**○協議会等への専門アドバイザーの派遣**

愛知県では、権利擁護や障害児支援等、個別分野について専門的見識を有する「専門アドバイザー」を、地域アドバイザー又は市町村が設置する協議会の要請により派遣しています。

地域では対応困難な事例に対する専門的見地からの助言や、地域の社会資源の開発に関する専門的助言を行っています。

協議会等で勉強会などを実施する場合に、ぜひご活用ください。

### 3 課題

現状の人材育成体制には、次の課題があります。

(1) 地域によって、人材育成の体制にばらつきがある。

各地域で人材育成が行われていますが、取組の内容には差がある状況です。

相談支援従事者現任研修の新カリキュラムでは、地域での実習が取り入れられる方向です。実習を受け入れる機関や指導できる人材がない地域では、自らの地域で実習ができないことが想定されます。

(2) 人材育成を担う人材の発掘及び育成の仕組みが整っていない。

人材育成には、指導的役割を担う人が不可欠ですが、その発掘・確保が十分でなく、研修の講師が不足しています。また、地域に指導的役割を担う人材がいないために、人材育成の取組ができないこともあります。

#### ○東三河南部圏域の「人材育成を担う人材」を育成する仕組み

東三河南部圏域では、県の法定研修の講師を、各市町村の基幹相談支援センターが推薦することとしています。それぞれの市町村において相談支援体制の中核を担っている人材又は今後担うことを期待されている人材が、基幹相談支援センターからの推薦により、県の研修に運営、講師として参加し、その経験を自身の資質向上や地域の人材育成に還元しています。



#### 4 今後の人材育成体制（目指す姿）

- 現状の取組を基本に、障害福祉従事者が、経験年数に応じた研修を受けられるようにします。
- 県内のすべての地域で、従事者の資質向上のための取組（協議会や基幹相談支援センターが実施する研修、勉強会等）が実施され、地域の人材がその取組において指導的な役割を担えるようにします。
- 地域で経験を積み重ねた現任者の中から地域の人材育成を担う人材を養成し、それらの人材が地域における研修の企画、運営の中核となり、人材を育成することをめざします。
- 地域の人材育成を担う人材の次のステップとして、市町村等の推薦を受けた人材が、法定研修のファシリテーター及び講師として、県研修に参加し、さらに、次のステップとして、国が実施する指導者養成研修を受講し、法定研修の企画、運営に参加する体制をつくります。
- 県研修の企画運営やファシリテーターを務めた者が、その経験により、自身の資質を高めるとともに、その活動の成果を地域での人材育成に還元できるようにして、循環的な人材の養成を図ります。
- 現任者が研修のファシリテーター及び講師を経験することは、現任者本人にとってもスキルアップにつながっており、現任者の人材育成のステップのひとつと考えます。
- 今後の人材育成体制のイメージ図を、別紙に提示します。
- この体制を実現するために、今後関係者に求められる取組は、次の表のとおりです。

実施者	実施内容 (下線部は新たに取り組み内容)
(1) 各事業所	OJT、Off-JT の実施
(2) 市町村	<p>○協議会及び基幹相談支援センターを中心に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎的な研修</li> <li>・ 事例検討会</li> <li>・ 地域の課題に対応した研修 等 を実施</li> </ul> <p>※<u>協議会を周辺市町村と共同で設置している場合や、各市町村単独で研修を行うことが困難である場合は、周辺市町村との連携や、地域アドバイザーとの連携等により、研修体制を整備</u></p> <p>○市町村における人材育成を担う人材の発掘、養成</p>
(3) 圏域	<p>地域アドバイザーによるスキルアップ研修や圏域の課題解決に向けた研修、地域において人材養成を担う人材の発掘 等</p>
(4) 愛知県	<p>法定研修、任意研修を実施するとともに、地域における人材育成の取組を支援</p> <p>ア 法定研修</p> <p>相談支援専門員及びサービス管理責任者等の資質向上及び研修定員の確保</p> <p>イ 任意研修</p> <p>ウ 市町村等への専門アドバイザーの派遣</p> <p>エ <u>「人材養成を担う人材」の育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>「人材養成を担う人材」を育成する体制の整備</u></li> <li>・ <u>研修の講師等指導者役に必要な知識や視点（ファシリテーションやスーパーバイズ等）を学ぶ研修の実施</u></li> <li>・ 国研修への派遣 等</li> </ul> <p>オ 専門的な内容の研修の実施</p>
(5) 関係機関	専門的な内容の研修の実施

## 5 人材育成体制の検証・見直し

- 本県の人材育成体制については、毎年度、県自立支援協議会の専門部会である人材育成部会（以下、「人材育成部会」と言う。）において、検証を行います。
- 本ビジョンは、県内の人材育成体制の状況や国の研修体系の変更等に応じて、見直しを行います。
- 各圏域における人材育成については、県が開催する相談支援アドバイザー会議において、課題の集約・検討を行います。
- 県全体の人材育成体制や、研修の質の向上等については、人材育成部会において、検討を行います。

今後の人材育成体制のイメージ図

